

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和元年度 (令和2年3月31日現在)	令和2年度 (令和3年3月31日現在)	科 目	令和元年度 (令和2年3月31日現在)	令和2年度 (令和3年3月31日現在)
■資産の部			■負債の部		
現金	3,342	3,466	貯金	2,703,763	2,804,302
預け金	1,363,323	1,383,268	当座貯金	13,948	14,294
系統預け金	1,362,658	1,382,698	普通貯金	48,845	62,584
系統外預け金	664	569	貯蓄貯金	100	107
金銭の信託	53,972	68,106	通知貯金	12,520	10,610
有価証券	1,115,879	1,223,778	別段貯金	6,714	6,992
国債	335,361	271,911	定期貯金	2,621,204	2,709,284
地方債	11,367	5,390	定期貯金	430	428
社債	63,722	59,091	譲渡性貯金	2,735	9,563
外国証券	418,067	564,579	借入金	114,500	56,000
株式	10,262	11,929	代理業務勘定	5	1
受益証券	274,795	309,811	その他負債	13,307	10,895
投資証券	2,301	1,063	未払法人税等	476	739
貸出金	363,004	357,748	金融派生商品	3,084	6,585
手形貸付	4,878	5,443	資産除去債務	98	100
証書貸付	268,499	264,197	その他の負債	1,274	914
当座貸越	29,013	31,353	未払費用	2,676	2,491
金融機関貸付	59,908	56,171	前受収益	46	52
割引手形	703	583	約定取引未決済借	5,639	—
その他資産	18,480	9,332	未決済為替借	10	9
金融派生商品	2,871	364	諸引当金	8,273	8,300
金融商品等差入担保金	2,418	2,214	相互援助積立金	6,405	6,502
その他の資産	3,271	2,325	賞与引当金	70	72
未収収益	4,088	4,414	退職給付引当金	1,484	1,431
約定取引未決済貸	5,809	—	役員退職慰労引当金	31	41
未決済為替貸	18	13	特例業務負担金引当金	281	253
有形固定資産	1,906	1,869	繰延税金負債	9,304	18,475
建物	862	838	債務保証	2,095	1,872
土地	848	848	負債の部合計	2,853,987	2,909,412
その他の有形固定資産	195	182	■純資産の部		
無形固定資産	57	173	出資金	60,662	102,528
ソフトウェア	47	164	(うち後配出資金)	(46,205)	(87,312)
その他の無形固定資産	9	9	資本準備金	0	0
外部出資	138,041	138,027	再評価積立金	31	31
系統出資	136,286	136,280	利益剰余金	113,231	117,507
系統外出資	1,229	1,221	利益準備金	47,900	49,900
子会社等出資	525	525	その他利益剰余金	65,331	67,607
債務保証見返	2,095	1,872	経営安定化積立金	21,100	23,300
貸倒引当金	△4,205	△5,626	特別積立金	31,000	31,000
			当期未処分剰余金	13,231	13,307
			(うち当期剰余金)	(9,514)	(9,418)
			会員資本合計	173,925	220,067
			その他有価証券評価差額金	27,984	52,536
			評価・換算差額等合計	27,984	52,536
			純資産の部合計	201,909	272,604
資産の部合計	3,055,897	3,182,016	負債及び純資産の部合計	3,055,897	3,182,016

●損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和元年度 〔自平成31年4月1日 至令和2年3月31日〕	令和2年度 〔自令和2年4月1日 至令和3年3月31日〕
経常収益	48,692	72,026
資金運用収益	31,815	28,968
貸出金利息	3,265	3,023
預り金利息	133	103
有価証券利息	18,931	17,096
その他受取利息	9,485	8,745
(うち受取特別配当金)	(8,821)	(8,371)
(うち受取特別配当金)	(662)	(373)
役員受取引当金	190	198
受入為替手数料	50	49
その他の受入手数料	135	145
その他の役員受取引当金	4	4
その外国債権の売却益	13,862	35,032
外国債権の売却益	—	31,095
債権の売却益	1,963	1,691
金融派生の売却益	8,888	—
その他の売却益	3,010	2,245
(うち受取配当金)	(2,977)	(2,210)
その貸倒引当金戻入益	2,823	7,825
貸倒引当金戻入	878	—
債権の売却益	51	24
株式の売却益	337	5,535
その他の売却益	1,420	2,207
その経常収益	135	57
経常費用	37,811	60,656
資金調達費用	15,119	14,820
貯蓄借入の利息	398	292
渡り金の利息	1	0
その他の利息	365	91
(うち支払奨励金)	14,354	14,436
(うち支払奨励金)	(14,338)	(14,423)
役員支払引当金	362	301
支払為替手数料	9	8
その他の役員支払引当金	353	293
その他の役員支払引当金	0	0
その外国債権の売却費用	13,178	38,247
外国債権の売却費用	10,080	—
債権の売却費用	3,095	4,765
金融派生の売却費用	—	33,478
その他の売却費用	3	3
経常費用	4,970	4,871
人物税	2,033	1,928
その他	2,797	2,793
その貸倒引当金繰入	139	149
貸倒引当金繰入	4,179	2,414
貸倒引当金繰入	—	1,421
貸倒引当金繰入	95	96
貸倒引当金繰入	58	0
貸倒引当金繰入	3,176	18
貸倒引当金繰入	271	—
貸倒引当金繰入	527	69
貸倒引当金繰入	50	808
経常利益	10,881	11,369
特別利益	5	—
特別利益	5	—
特別損失	4	4
特別損失	4	0
特別損失	—	3
税法引当金	10,882	11,365
法人税、住民税等	1,312	2,057
法人税、住民税等	55	△109
法人税、住民税等	1,368	1,947
当期剰余金	9,514	9,418
当期首繰越剰余金	3,717	3,889
当期末繰越剰余金	13,231	13,307

● 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和元年度	令和2年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	13,231	13,307
剰 余 金 処 分 額	9,342	9,170
利 益 準 備 金	2,000	1,900
任 意 積 立 金	2,200	2,200
経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金	2,200	2,200
出 資 配 当 金	893	1,221
普通出資に対する配当金	433	450
後配出資に対する配当金	459	770
事 業 分 量 配 当 金	4,248	3,849
次 期 繰 越 剰 余 金	3,889	4,137

- (注) 1. 出資配当率
- | | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------|-------|-------|
| ①普通出資配当率 | 3.0% | 3.0% |
| ②後配出資配当率 | 1.0% | 1.0% |
2. 事業分量配当金の分配の基準
- ①普通特配
中途解約を除く1カ年定期貯金の計算期間平均残高から、当座貸越、1カ年定期貯金担保手形貸付及び地方公共団体等貸付原資の期間中平均残高を控除した額に対し
- | | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--|-------|-------|
| | 0.11% | 0.11% |
- ②特別特配
- ア. 対象
長野県JAバンク支援制度加入農業協同組合
- イ. 対象貯金
普通特配と同じ
- ウ. 配当率
- | | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--|-------|-------|
| | 0.06% | 0.04% |
3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。
- 経営基盤安定化積立金
- ①目的
一層の自己資本の充実とJAの経営安定化等県下信用事業の基盤の維持・強化に資するため、予測しがたい諸リスクに備えて積み立てる。
- ②積立目標額
特別積立金の残高に達するまでの額
- ③取崩基準
総会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩すことができる。

●令和元年度 注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
 - ・売買目的有価証券・・・時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・・・原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・その他有価証券
 - 時価のあるもの・・・原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの
 - ・・・原価法(売却原価は移動平均法により算定)

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～60年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当細則」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,660百万円であります。
 - ② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
 - ③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用又は収益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：その発生年度において全額費用又は収益処理
 - ④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金については、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金内規」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
 - ⑤ 相互援助積立金

相互援助積立金は、「長野県JAバンク支援制度要領」に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。
 - ⑥ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金については、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しております。
- (9) ヘッジ会計の方法

外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該先物為替予約についてはヘッジ会計の要件を満たしていることから、時価ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。
- (10) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

2. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、3,213百万円であります。
- (2) リース契約により使用している重要な固定資産としては、端末機・車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合 計
所有権移転外ファイナンス・リース	5百万円	4百万円	9百万円
オペレーティング・リース	19百万円	57百万円	76百万円
- (3) 貸借対照表上の債務に対応する担保提供はありません。対応する債務がないものでは、為替決済に係る担保として預け金66,000百万円、先物取引の証拠金等の代用として有価証券2,274百万円、また、県公金収納代理及び指定金融等事務取扱の担保として、現金41百万円、預け金35百万円を差し入れております。
- (4) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に75,203百万円含まれております。
- (5) 子会社等に対する金銭債権、金銭債務の総額は、次のとおりであります。

子会社等に対する金銭債権の総額	－百万円
子会社等に対する金銭債務の総額	4,895百万円
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、金銭債務の総額該当りません。
- (7) 貸出金のうち、破綻先債権額はあります。延滞債権額は4,684百万円あります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- (8) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はあります。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (9) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は189百万円あります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債

権に該当しないものであります。

- (10) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,874百万円であります。
なお、(7)から(10)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (11) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、703百万円であります。
- (12) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、104,541百万円であります。
- (13) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金40,009百万円が含まれております。
- (14) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金45,000百万円が含まれております。

3. 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益総額 5百万円
うち事業取引高 5百万円
うち事業取引以外の取引高 ー百万円
- (2) 子会社等との取引による費用総額 380百万円
うち事業取引高 380百万円
うち事業取引以外の取引高 ー百万円
- (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しております。相殺した金額は2百万円であります。

4. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針
当会は、長野県を事業区域として、県内のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、農業・地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。
JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸し付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。
当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体、県内に事務所等を有する県外企業などに貸付を行っております。
また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
 - ② 金融商品の内容及びそのリスク
当会が保有する金融資産は、主として県内外の企業や団体などに対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。
また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、純投資目的(その他目的)で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
借入金には、自己資本増強の一環として、会員である県内のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金が含まれております。
劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものであります。
デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている債券先物・オプション取引、株式先物・オプション取引及び先物為替予約取引等があります。このうち、外貨建有価証券については、為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しております。
 - ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - a 信用リスクの管理
当会では、信用リスクを与信に付帯する本源的なリスクと位置づけ、信用リスク取引に係る「信用リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。
「信用リスク管理要綱」等は、信用リスク管理部署が策定し、リスク管理委員会等で審議のうえ理事会において決定しております。
与信審査については、フロント・営業セクションから独立した審査部署を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え、適正なリターンを確保を図っております。
また、有価証券の発行体等の信用リスクに関しては、信用リスク管理部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
上記に加え、毎月、当会全体の信用格付別一貸出先・グループ与信、業種別及び運用目的別与信、各種シーリングに関する与信等についてモニタリングを行うとともに、信用リスクポートフォリオのリスク量について計測を行い、自己資本対比での状況把握、管理に努めるとともに、モニタリング状況・リスク量等はリスク管理委員会・理事会において報告・協議され、対応方針を決定しております。
 - b 市場リスクの管理
当会では、金利リスクを含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行い、リスクコントロールすることにより、効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益確保を目指しております。
このため「市場リスク管理要綱」等を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差損限度額の基準を設定し日々の管理を行うとともに、VaR法やBPV法によりリスク量を計し、自己資本対比での状況把握・管理に努めております。
また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたって、投資方針等の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っております。具体的には、余裕金運用方針の決定については、ALMの協議内容を踏まえ余裕金運用会議・リスク管理委員会及び理事会、執行はフロント・セクション、モニタリングは市場リスク管理部署が担当し、市場リスクに係る運営状況等について、毎月、リスク管理委員会及び理事会に報告しております。
なお、為替の変動リスクに関しては、必要に応じて先物為替予約等の措置を講じております。
当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。
金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が4,547百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。
 - c 資金調達に係る流動性リスクの管理
当会では、流動性リスクを金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から、極めて重要なファクターと位置づけ、「流動性リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。
特に、資金繰りリスクについては、県内のJAバンク全体の信用にも影響することを認識し、その管理には万全を期しております。
適切な資金繰りリスク管理は、業務継続及びポートフォリオの安定的な運営を行う上での前提となることから、主体的なリスク管理を行うことにより、資金の調達とポートフォリオの変化に対応する適切なコントロールに努めております。具体的には、関係部署と連携をとり、資金動向、大口資金決済の情報、内外政治経済の動向及び市場流動性リスク等を踏まえつつ、安定的調達による資金繰り管理を行うことなどによって、流動性リスクを管理しております。
 - ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価(時価に代わるものを含む。)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む。)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,363,323	1,363,383	59
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	13,000	13,000	—
その他の金銭の信託	40,972	40,972	—
有価証券			
その他有価証券	1,115,879	1,115,879	—
貸出金	363,004		
貸倒引当金	△4,145		
貸倒引当金控除後	358,858	364,096	5,237
資 産 計	2,892,034	2,897,331	5,297
貯 金	2,706,499	2,706,679	180
借入金	114,500	114,500	—
負 債 計	2,820,999	2,821,179	180
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(212)	(212)	—
デリバティブ取引計	(212)	(212)	—

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金 2,735 百万円を含めております。
3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格又は金融機関等から提示された価格によっております。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。
固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は通貨関連取引(為替予約)であり、取引金融機関等から提示された価格によっております。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品として外部出資があり、貸借対照表計上額 138,041 百万円は、①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,363,323	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	111,586	119,557	48,611	24,488	65,957	607,902
貸出金	80,637	29,942	42,740	44,621	31,306	133,644
合 計	1,555,547	149,500	91,351	69,109	97,264	741,547

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越(融資型を除く) 8,910 百万円については「1年以内」に含めております。

また、期限のない劣後特約貸出金 32,109 百万円については「5年超」に含めております。

2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 112 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	2,700,536	2,684	406	77	53	4
譲 渡 性 貯 金	2,735	—	—	—	—	—
借 入 金	58,800	27,400	21,800	6,500	—	—
合 計	2,762,072	30,084	22,206	6,577	53	4

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

2. 借入金のうち、期限のない劣後特約借入金 45,000 百万円については、「1年以内」に含めております。

5. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	国 債	330,162	311,478	18,683
	地 方 債	11,367	11,258	109
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	37,311	36,491	819
	外 国 証 券	263,394	246,057	17,336
	株 式	9,065	4,263	4,801
	受 益 証 券	166,223	148,645	17,578
	投 資 証 券	2,301	1,482	819
小 計	819,826	759,677	60,148	
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	国 債	5,198	5,208	△9
	地 方 債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	26,411	28,435	△2,024
	外 国 証 券	154,673	161,975	△7,302
	株 式	1,197	1,333	△136
	受 益 証 券	108,572	115,133	△6,561
	投 資 証 券	—	—	—
小 計	296,053	312,087	△16,033	
合 計	1,115,879	1,071,764	44,115	

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債12,199百万円を差し引いた金額31,915百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得価額に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするともに、評価差額を当年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。
当年度における減損処理額は、271百万円であります。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
債 券	298,885百万円	1,762百万円	2,730百万円
株 式	1,293	53	222
その他	87,415	485	3,319
合 計	387,594	2,301	6,272

6. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、次のとおりであります。

① 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	13,000百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	—百万円

② その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	40,972百万円	46,407百万円	△5,435百万円	643百万円	△6,078百万円

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金資産1,503百万円を加えた金額△3,931百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

7. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。この制度に加え、退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会に加入し、共済会規約に基づく退職共済金制度を採用しております。また、従業員の退職時に際して割増退職金を支払う場合があります。

② 確定給付制度

a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,763百万円
勤務費用	139百万円
利息費用	△0百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△66百万円
退職給付の支払額	△229百万円
その他	16百万円
期末における退職給付債務	<u>2,622百万円</u>

b 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,193百万円
期待運用収益	5百万円
事業主からの拠出額	64百万円
退職給付の支払額	△125百万円
期末における年金資産	<u>1,138百万円</u>

c 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

年金資産	△1,138百万円
	△1,138百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,622百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,484百万円
退職給付引当金	<u>1,484百万円</u>

d	退職給付に関連する損益	
	勤務費用	139百万円
	利息費用	△0百万円
	期待運用収益	△5百万円
	数理計算上の差異の当期の費用処理額	△66百万円
	その他	16百万円
	確定給付制度にかかる退職給付費用	<u>82百万円</u>
e	年金資産の内訳	
	年金資産合計に対する年金資産分類ごとの比率	
	現金及び預金	100%
	合計	<u>100%</u>
f	長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	
	年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在の年金資産の配分と、年金資産を構成する資産の現在の収益率を考慮しております。	
g	数理計算上の計算基礎に関する事項	
	期末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)	
	割引率	0.096%
	長期期待運用収益率	0.467%

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、23百万円となっております。

また、存続組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、286百万円となっております。

8. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	926百万円
貸出金償却超過額	375百万円
退職給付引当金超過額	410百万円
相互援助積立金	1,771百万円
支払奨励金未払費用	642百万円
その他	491百万円
繰延税金資産小計	4,618百万円
評価性引当額	△3,222百万円
繰延税金資産合計(A)	1,395百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△10,696百万円
その他	△4百万円
繰延税金負債合計(B)	△10,700百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△9,304百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等損金不算入項目	0.18%
受取配当金益金不算入等	△4.25%
事業分量配当金等	△10.80%
評価性引当額の増減	△0.26%
その他	0.04%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.57%

●令和2年度 注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
 - ・売買目的有価証券・・・時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他有価証券
時価のあるもの・・・原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価を把握することが極めて困難と認められるもの・・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) テリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～50年
その他	2年～60年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当細則」に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、1,500百万円であります。
 - ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
 - ③ 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用又は収益処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：その発生年度において全額費用又は収益処理
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金については、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金内規」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
 - ⑤ 相互援助積立金
相互援助積立金は、「長野県」Aバンク支援制度要領に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。
 - ⑥ 特別業務負担金引当金
特別業務負担金引当金については、農林漁業団体職員共済組合に対する特別業務負担金の費用に充てるため、当年度における将来負担見込額を計上しております。
- (9) ヘッジ会計の方法
外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該先物為替予約についてはヘッジ会計の要件を満たしていることから、時価ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。
- (10) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

2. 表示方法の変更に関する事項

- (1) 農業協同組合法施行規則第126条の3の2の改正により、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を適用し、当年度より貸倒引当金及び金融商品の時価に関する見積りに係る情報を「3. 会計上の見積りに関する事項」に記載しています。

3. 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 貸倒引当金
 - ① 当年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 5,626百万円
 - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」「(8) 引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。
 - b 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 - c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 金融商品の時価
 - ① 当年度に係る計算書類に計上した額
「6. 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。
 - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
金融商品の時価の算出方法は、「6. 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定方法」に記載しております。

- b 主要な仮定
 主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。
- c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
 市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、2,977百万円であります。
- (2) リース契約により使用している重要な固定資産としては、端末機・車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。
- | | 1年以内 | 1年超 | 合計 |
|------------------|-------|-------|-------|
| 所有権移転外ファイナンス・リース | 7百万円 | 13百万円 | 20百万円 |
| オペレーティング・リース | 13百万円 | 51百万円 | 64百万円 |
- (3) 貸借対照表上の債務に対応する担保提供はありません。対応する債務がないものでは、為替決済に係る担保として預け金66,000百万円、先物取引の証拠金等の代用として有価証券2,249百万円、また、県公金収納代理及び指定金融等事務取扱の担保として、現金41百万円、預け金35百万円を差し入れております。
- (4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に95,331百万円含まれております。
- (5) 子会社等に対する金銭債権、金銭債務の総額は、次のとおりであります。
- | | |
|-----------------|----------|
| 子会社等に対する金銭債権の総額 | 一百万円 |
| 子会社等に対する金銭債務の総額 | 5,140百万円 |
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、金銭債務の総額該当りません。
- (7) 貸出金のうち、破綻先債権額はあります。延滞債権額は6,171百万円あります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- (8) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はあります。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (9) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は511百万円あります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (10) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,683百万円あります。なお、(7)から(10)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (11) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、583百万円あります。
- (12) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、101,575百万円あります。
- (13) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金38,009百万円が含まれております。

5. 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益総額 6百万円
 うち事業取引高 6百万円
 うち事業取引以外の取引高 一百万円
- (2) 子会社等との取引による費用総額 316百万円
 うち事業取引高 316百万円
 うち事業取引以外の取引高 一百万円
- (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しております。相殺した金額は0百万円あります。
- (4) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。
- | 主な用途 | 種類 | 場所 | 減損損失 |
|------|-----|-----|------|
| 遊休資産 | 建物等 | 小諸市 | 3百万円 |
- 業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングしており、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。
 遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
 なお、当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額を零としております。

6. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
 当会は、長野県を事業区域として、県内のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、農業・地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。
 JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸し付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体、県内に事務所等を有する県外企業などに貸付を行っております。
 また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
 当会が保有する金融資産は、主として県内外の企業や団体などに対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。金銭の信託は金外信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式及び外貨建ての外国証券等であり、純投資目的（その他目的・運用目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。
 また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
 デリバティブ取引は、ALMの一環で行っている債券先物・オプション取引、株式先物・オプション取引及び先物為替予約取引等があります。このうち、外貨建有価証券については、為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 a 信用リスクの管理
 当会では、信用リスクを与信に付帯する本源的なリスクと位置づけ、信用リスク取引に係る「信用リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。
 「信用リスク管理要綱」等は、信用リスク管理部署が策定し、リスク管理委員会等で審議のうえ理事会において決定しております。
 与信審査については、フロント・営業セクションから独立した審査部署を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え、適正なリターンを確保を図っております。
 また、有価証券の発行体等の信用リスクに関しては、信用リスク管理部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 上記に加え、毎月、当会全体の信用格付別一貸出先・グループ与信、業種別及び運用目的別与信、各種シーリングに関する与信等についてモニタリングを行うとともに、信用リスクポートフォリオのリスク量について計測を行い、自己資本対比での状況把握、管理に努めるとともに、モニタリング状況・リスク量等はリスク管理委員会・理事会において報告・協議され、対応方針を決定しております。

b 市場リスクの管理

当会では、金利リスクを含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行い、リスクコントロールすることにより、効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益確保を目指しております。

このため「市場リスク管理要綱」等を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差損限度額の基準を設定し日々の管理を行うとともに、VaR法やBPV法によりリスク量を計測し、自己資本対比での状況把握・管理に努めております。

また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたって、投資方針等の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っております。具体的には、余裕金運用方針の決定については、ALMの協議内容を踏まえ余裕金運用会議・リスク管理委員会及び理事会、執行はフロント・セクション、モニタリングは市場リスク管理部が担当し、市場リスクに係る運営状況等について、毎月、リスク管理委員会及び理事会に報告しております。

なお、為替の変動リスクに関しては、必要に応じて先物為替予約等の措置を講じております。

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法(保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1,000日)により算出しており、令和3年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で42,203百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会では、流動性リスクを金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から、極めて重要なファクターと位置づけ、「流動性リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。

特に、資金繰りリスクについては、県内のJAバンク全体の信用にも影響することを認識し、その管理には万全を期しております。

適切な資金繰りリスク管理は、業務継続及びポートフォリオの安定的な運営を行う上での前提となることから、主体的なリスク管理を行うことにより、資金の調達とポートフォリオの変化に対応する適切なコントロールに努めております。具体的には、関係部署と連携をとり、資金動向、大口資金決済の情報、内外政治経済の動向及び市場流動性リスク等を踏まえつつ、安定的調達による資金繰り管理を行うことなどによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む。)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む。)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,383,268	1,383,284	16
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	15,000	15,000	—
その他の金銭の信託	53,106	53,106	—
有価証券			
その他有価証券	1,223,778	1,223,778	—
貸出金	357,748		
貸倒引当金	△ 5,574		
貸倒引当金控除後	352,174	356,628	4,454
資 産 計	3,027,327	3,031,797	4,470
貯 金	2,813,866	2,813,953	87
借入金	56,000	56,000	—
負 債 計	2,869,866	2,869,953	87
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(6,221)	(6,221)	—
デリバティブ取引計	(6,221)	(6,221)	—

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金9,563百万円を含めております。

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格又は金融機関等から提示された価格によっております。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は通貨関連取引（為替予約）であり、取引金融機関等から提示された価格によっております。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品として外部出資があり、貸借対照表計上額138,027百万円は、①の金融商品の時価情報には含まれておりません。
- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,383,268	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券の うち満期があるもの	113,136	51,272	22,602	63,391	81,614	759,178
貸出金	73,707	44,496	46,950	33,226	24,998	134,325
合 計	1,570,112	95,769	69,553	96,618	106,613	893,503

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）8,909百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金32,109百万円については「5年超」に含めております。

2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等44百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	2,801,353	2,508	294	63	71	10
譲渡性貯金	9,563	—	—	—	—	—
借 用 金	27,700	21,800	6,500	—	—	—
合 計	2,838,617	24,308	6,794	63	71	10

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

7. 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	国 債	271,911	256,626	15,284
	地 方 債	5,390	5,353	36
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	39,070	38,432	637
	外 国 証 券	426,248	402,540	23,707
	株 式	11,389	3,873	7,516
	受 益 証 券	184,617	149,749	34,868
	投 資 証 券	1,063	592	470
小 計	939,691	857,168	82,522	
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	20,021	20,232	△ 211
	外 国 証 券	138,331	144,620	△ 6,288
	株 式	539	740	△ 200
	受 益 証 券	125,193	128,891	△ 3,697
投 資 証 券	—	—	—	
小 計	284,086	294,484	△ 10,398	
合 計	1,223,778	1,151,653	72,124	

(注) 上記差額合計から繰延税金負債19,869百万円を差し引いた金額52,255百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 当年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
債 券	243,251百万円	1,243百万円	1,003百万円
株 式	1,554	588	18
その他	30,835	5,395	3,762
合 計	275,640	7,227	4,784

8. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、次のとおりであります。

- ① 運用目的の金銭の信託
- | | |
|-----------------|-----------|
| 貸借対照表計上額 | 15,000百万円 |
| 当年度の損益に含まれた評価差額 | —百万円 |
- ② その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	53,106百万円	52,718百万円	388百万円	1,090百万円	△ 701百万円

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債107百万円を差し引いた金額280百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

9. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。この制度に加え、退職給付の一部に充てるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会に加入し、共済会規約に基づく退職共済制度を採用しております。また、従業員の退職時に際して割増退職金を支払う場合があります。

② 確定給付制度

a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,622百万円
勤務費用	132百万円
利息費用	2百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 81百万円
退職給付の支払額	△ 80百万円
期末における退職給付債務	<u>2,595百万円</u>

b 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,138百万円
期待運用収益	6百万円
事業主からの拠出額	63百万円
退職給付の支払額	△ 43百万円
期末における年金資産	<u>1,164百万円</u>

c 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

年金資産	△ 1,164百万円
	△ 1,164百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,595百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>1,431百万円</u>
退職給付引当金	<u>1,431百万円</u>

d 退職給付に関連する損益

勤務費用	132百万円
利息費用	2百万円
期待運用収益	△ 6百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 81百万円
確定給付制度にかかる退職給付費用	<u>47百万円</u>

e 年金資産の内訳

年金資産合計に対する年金資産分類ごとの比率	
現金及び預金	100%
合計	<u>100%</u>

f 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在の年金資産の配分と、年金資産を構成する資産の現在の収益率を考慮しております。

g 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）	
割引率	0.179%
長期期待運用収益率	0.527%

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、22百万円となっております。

また、存続組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、261百万円となっております。

10. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	1,219百万円
貸出金償却超過額	330百万円
退職給付引当金超過額	395百万円
相互援助積立金	1,798百万円
支払奨励金未払費用	641百万円
その他	466百万円
繰延税金資産小計	4,852百万円
評価性引当額	△ 3,347百万円
繰延税金資産合計 (A)	1,504百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 19,976百万円
その他	△ 3百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 19,980百万円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△ 18,475百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等損金不算入項目	0.06%
受取配当金益金不算入等	△ 3.06%
事業分量配当金等	△ 9.37%
評価性引当額の増減	1.10%
その他	0.75%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.14%

● 会計監査人の監査

令和元年度及び令和2年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

貯金

科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種類	令和元年度		令和2年度		増減		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
流動性貯金	当座貯金	16,494	0.6	23,209	0.8	6,715	0.2
	普通貯金	29,642	1.1	30,638	1.1	996	0.0
	貯蓄貯金	99	0.0	104	0.0	4	0.0
	通知貯金	12,998	0.5	17,236	0.6	4,238	0.1
	別段貯金	1,498	0.0	1,440	0.1	△58	0.0
計	60,731	2.2	72,628	2.6	11,896	0.4	
定期性貯金	定期貯金	2,665,001	97.4	2,728,430	97.3	63,429	△0.1
	うち積立定期貯金	406	0.0	433	0.0	26	0.0
	うち定期貯金	2,664,594	97.4	2,727,996	97.3	63,402	△0.1
	定期積金	482	0.0	470	0.0	△11	0.0
計	2,665,483	97.4	2,728,901	97.3	63,417	△0.1	
譲渡性貯金	10,108	0.4	3,061	0.1	△7,047	△0.3	
合計	2,736,324	100.0	2,804,591	100.0	68,267	0.0	

定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種類	令和2年3月末		令和3年3月末		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
固定金利定期貯金	2,620,811	100.0	2,708,903	100.0	88,092	0.0
変動金利定期貯金	4	0.0	4	0.0	0	0.0
定期貯金計	2,620,816	100.0	2,708,908	100.0	88,092	0.0

(注) 定期貯金残高には、積立定期貯金は含まれていません。

貸出金

科目別・貸出先別貸出金平均残高

(単位:百万円、%)

種類	令和元年度		令和2年度		増減		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
手形貸付金	5,446	1.5	5,152	1.4	△294	△0.1	
証書貸付金	271,346	74.0	268,469	74.4	△2,877	0.4	
当座貸越	25,361	6.9	28,413	7.9	3,052	1.0	
金融機関貸付金	64,066	17.5	58,036	16.1	△6,030	△1.4	
割引手形	595	0.2	612	0.2	17	0.0	
合計	366,816	100.0	360,684	100.0	△6,132	0.0	
会	総合農協	4,634	1.3	5,664	1.6	1,030	0.3
	その他農協・連合会	7,807	2.1	7,504	2.1	△303	0.0
	会員の組合員	6,178	1.7	6,209	1.7	31	0.0
	准会員	2,609	0.7	2,454	0.7	△155	0.0
	会員みなし	56	0.0	55	0.0	△1	0.0
計	21,286	5.8	21,888	6.1	602	0.3	
員	地方公共団体	73,691	20.1	66,860	18.5	△6,831	△1.6
	金融機関	64,066	17.5	58,036	16.1	△6,030	△1.4
外	その他	207,771	56.6	213,898	59.3	6,127	2.7
	計	345,530	94.2	338,795	93.9	△6,735	△0.3

(注) 「会員みなし」とは、地方公共団体以外の営利を目的としない法人に対し貯金又は定期積金を担保として貸付した者等をいいます。

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種類	令和2年3月末		令和3年3月末		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
固定金利貸出	213,496	58.8	213,690	59.7	△5,540	0.9
変動金利貸出	149,507	41.2	144,058	40.3	△19,714	△0.9
合計	363,004	100.0	357,748	100.0	△25,253	0.0

(注) 手形貸付、割引手形等の短期資金については、変動金利貸出に含めています。

●貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和2年3月末		令和3年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
貯 金 等	332	0.1	335	0.1	3	0.0
有 価 証 券	189	0.1	180	0.1	△ 9	0.0
動 産	118	0.0	50	0.0	△ 68	0.0
不 動 産	11,844	3.3	12,352	3.5	508	0.2
そ の 他 の 担 保	31	0.0	0	0.0	△ 31	0.0
計	12,516	3.4	12,917	3.6	401	0.2
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	699	0.2	868	0.2	169	0.0
そ の 他 の 保 証	4,407	1.2	5,135	1.4	728	0.2
計	5,106	1.4	6,004	1.7	898	0.3
信 用	345,380	95.1	338,826	94.7	△ 6,554	△ 0.4
合 計	363,004	100.0	357,748	100.0	△ 5,256	0.0

●債務保証の担保別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和2年3月末		令和3年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
貯 金 等	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—	—	—
不 動 産	27	1.3	15	0.8	△ 12	△ 0.5
そ の 他 の 担 保	73	3.5	60	3.3	△ 13	△ 0.2
計	100	4.8	76	4.1	△ 24	△ 0.7
信 用	1,995	95.2	1,795	95.9	△ 200	0.7
合 計	2,095	100.0	1,872	100.0	△ 223	0.0

●貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和2年3月末		令和3年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
設 備 資 金	32,769	9.0	31,445	8.8	△ 3,623	△ 0.2
運 転 資 金	330,234	91.0	326,303	91.2	△ 21,631	0.2
合 計	363,004	100.0	357,748	100.0	△ 25,253	0.0

●貸出金業種別残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和2年3月末		令和3年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
農 業	2,851	0.8	2,897	0.8	46	0.0
林 業	—	—	7	0	7	0.0
水 産 業	—	—	—	—	—	—
製 造 業	49,601	13.7	51,535	14.4	1,934	0.7
鉱 業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	3,758	1.0	4,815	1.3	1,057	0.3
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	23,550	6.5	23,201	6.5	△ 349	0.0
運 輸 ・ 通 信 業	14,422	4.0	15,444	4.3	1,022	0.3
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	27,475	7.6	37,809	10.6	10,334	3.0
金 融 ・ 保 険 業	85,511	23.6	84,771	23.7	△ 740	0.1
不 動 産 業	18,447	5.1	19,150	5.4	703	0.3
サ ー ビ ス 業	69,289	19.1	59,980	16.8	△ 9,309	△ 2.3
地 方 公 共 団 体 ・ 公 社 等	67,904	18.7	57,848	16.2	△ 10,056	△ 2.5
そ の 他	191	0.1	286	0.1	95	0.0
合 計	363,004	100.0	357,748	100.0	△ 5,256	0.0

●主要な農業関係の貸出金残高

1. 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和2年3月末	令和3年3月末	増 減
農 業	3,350	3,396	46
穀 作	446	519	73
野 菜 ・ 園 芸	2,260	2,129	△ 130
果 樹 ・ 樹 園 農 業	97	107	10
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	381	492	111
養 鶏 ・ 養 卵	13	14	1
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	151	131	△ 19
農 業 関 連 団 体 等	16,827	16,852	24
合 計	20,178	20,249	71

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、「貸出金業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2. 資金種類別

①貸出金

(単位：百万円)

種 類	令和2年3月末	令和3年3月末	増 減
プ ロ パ ー 資 金	19,460	19,537	76
農 業 制 度 資 金	717	711	△ 5
農 業 近 代 化 資 金	717	711	△ 5
合 計	20,178	20,249	71

(注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、

③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

②受託貸付金

(単位：百万円)

種 類	令和2年3月末	令和3年3月末	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	11,678	11,084	△ 593
合 計	11,678	11,084	△ 593

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度					令和2年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,250	396	—	1,250	396	396	758	—	396	758
個別貸倒引当金	3,836	3,809	2	3,834	3,809	3,809	4,868	0	3,809	4,868
合 計	5,086	4,205	2	5,084	4,205	4,205	5,626	0	4,205	5,626

●貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
貸 出 金 償 却 額	58	0

(注) 1. 貸出金償却額は貸倒引当金相殺後の金額を表示しています。

2. 貸出金償却額には、債務保証に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び税務上の損金経理に伴う簿外債権の償却額が含まれています。

● リスク管理債権等の状況

● リスク管理債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	令和2年3月末	令和3年3月末
破綻先債権額 (A)	—	—
延滞債権額 (B)	4,684	6,171
3カ月以上延滞債権額 (C)	—	—
貸出条件緩和債権額 (D)	189	511
合計 (E = A + B + C + D)	4,874	6,683
担保・保証付債権額 (F)	769	1,343
個別貸倒引当金残高 (G)	3,748	4,815
控除後残高 (H = E - F - G)	355	523
リスク管理債権比率	1.34	1.87

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金です。
3. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。
5. 「担保・保証付債権額」は、リスク管理債権のうち貯金・定期積金、有価証券及び不動産等の確実な担保付の貸出金並びに農業信用基金協会等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証相当額です。
6. 「個別貸倒引当金残高」は、「リスク管理債権額」のうち、すでに個別貸倒引当金（間接償却）に繰入れた残高です。
また、個別貸倒引当金残高は、資産自己査定に基づく回収不能見込額と貸倒実績率等に基づき必要額を引き当てています。
7. 「控除後残高」は、「リスク管理債権額」から「担保・保証付債権額」及び「個別貸倒引当金残高」を控除した貸出金残高です。
8. リスク管理債権比率は貸出金に占める比率です。
9. 担保・保証付債権のうち、要管理債権（3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権）については、要管理先債権に対する根担保を債権毎の残高に応じて按分し割り付けて算出しています。

● 金融再生法に基づく開示債権の額と保全状況

(単位:百万円、%)

区 分	令和2年3月末	令和3年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (A)	57	55
危険債権 (B)	4,709	6,193
要管理債権 (C)	189	511
小計 (D = A + B + C)	4,956	6,760
担保等による保全 (E)	787	1,361
貸倒引当金 (F)	3,864	5,064
引当率 $F / (D - E)$	92.70	93.82
保全率 $(E + F) / D$	93.86	95.06

- (注) 1. 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を記載しております。
- ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- ②危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- ③要管理債権
3カ月以上延滞債権で上記①及び②に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。
2. 引当率 = 引当額 / (債権額 - 担保等)
保全率 = (担保等 + 引当額) / 債権額
3. 担保等による保全額のうち、要管理債権については、要管理先債権に対する根担保を債権毎の残高に応じて按分し割り付けて算出しています。
4. 貸倒引当金については、要管理債権の引当である一般貸倒引当金を含んでいます。

● 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

● 有価証券

● 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度		令和2年度		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	368,366	33.5	283,419	25.5	△ 84,947	△ 8.0
地 方 債	22,078	2.0	6,039	0.5	△ 16,039	△ 1.5
社 債	66,058	6.0	62,287	5.6	△ 3,771	△ 0.4
株 式	6,660	0.6	5,308	0.5	△ 1,352	△ 0.1
外 国 証 券	399,840	36.4	468,012	42.1	68,172	5.7
そ の 他 の 証 券	236,418	21.5	287,425	25.8	51,007	4.3
合 計	1,099,422	100.0	1,112,493	100.0	13,071	0.0

● 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

● 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和2年3月末								
国 債	67,463	102,331	2,060	25,822	35,557	102,126	—	335,361
地 方 債	5,924	5,442	—	—	—	—	—	11,367
社 債	11,768	17,238	996	6,139	16,179	11,401	—	63,722
株 式	—	—	—	—	—	—	10,262	10,262
外 国 証 券	7,532	25,613	36,774	56,758	278,873	12,515	—	418,067
その他の証券	19,392	20,105	51,167	33,005	66,766	—	86,660	277,097
令和3年3月末								
国 債	92,084	11,242	23,036	11,341	56,413	77,793	—	271,911
地 方 債	5,390	—	—	—	—	—	—	5,390
社 債	10,975	6,087	3,002	15,066	12,217	11,742	—	59,091
株 式	—	—	—	—	—	—	11,929	11,929
外 国 証 券	3,438	37,952	45,866	139,025	328,824	9,471	—	564,579
その他の証券	1,968	19,842	76,530	13,371	112,406	7,118	79,637	310,875

● 外貨建資産残高

(単位：百万円)

項 目	令和2年3月末	令和3年3月末
外 貨 建 資 産	380,740	513,976

●有価証券の時価情報等

1. 有価証券

①売買目的有価証券

該当する取引はありません。

②満期保有目的有価証券

該当する取引はありません。

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和2年3月末			令和3年3月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	9,065	4,263	4,801	11,389	3,873	7,516
	債 券	378,840	359,227	19,611	316,371	300,411	15,957
	国 債	330,162	311,478	18,683	271,911	256,626	15,284
	地 方 債	11,367	11,258	109	5,390	5,353	36
	社 債	37,311	36,491	819	39,070	38,432	637
	そ の 他	431,918	396,184	35,733	611,928	552,881	59,045
	外国証券	263,394	246,057	17,336	426,248	402,540	23,707
	その他の証券	168,524	150,127	18,397	185,681	150,342	35,339
	小 計	819,826	759,677	60,148	939,691	857,168	82,522
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,197	1,333	△ 136	539	740	△ 200
	債 券	31,609	33,643	△ 2,033	20,021	20,232	△ 211
	国 債	5,198	5,208	△ 9	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	26,411	28,435	△ 2,024	20,021	20,232	△ 211
	そ の 他	263,245	277,108	△ 13,863	263,524	273,511	△ 9,985
	外国証券	154,673	161,975	△ 7,302	138,331	144,620	△ 6,288
	その他の証券	108,572	115,133	△ 6,561	125,193	128,891	△ 3,697
	小 計	296,053	312,087	△ 16,033	284,086	294,484	△ 10,398
合 計	1,115,879	1,071,764	44,115	1,223,778	1,151,653	72,124	

2. 金銭の信託

①運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和2年3月末		令和3年3月末	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	13,000	—	15,000	—

②満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和2年3月末					令和3年3月末				
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	40,972	46,407	△ 5,435	643	6,078	53,106	52,718	388	1,090	701

※「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

3. デリバティブ取引等（デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引）

①金利関連取引

該当する取引はありません。

②通貨関連取引

(単位：百万円)

区 分			令和2年3月末			令和3年3月末		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	通貨先物	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ		—	—	—	—	—	—
	為替予約	売 建	288,887	289,100	△ 212	391,396	397,617	△ 6,221
		買 建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
買 建		—	—	—	—	—	—	
合 計			288,887	289,100	△ 212	391,396	397,617	△ 6,221

③株式関連取引

該当する取引はありません。

④債券関連取引

該当する取引はありません。

● 損益の状況

● 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、千口、人、%)

項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	39,971	47,576	46,599	48,692	72,026
経常利益	9,768	11,725	10,278	10,881	11,369
当期剰余金	7,941	11,067	9,142	9,514	9,418
出資金	51,421	54,858	59,837	60,662	102,528
(出資口数)	(10,284)	(10,971)	(11,967)	(12,132)	(20,505)
純資産額	202,414	204,131	212,418	201,909	272,604
総資産額	2,901,386	2,976,724	3,062,042	3,055,897	3,182,016
貯金等残高	2,586,248	2,643,499	2,698,975	2,706,498	2,813,865
預け金残高	1,262,210	1,291,538	1,365,797	1,363,323	1,383,268
貸出金残高	393,291	385,191	388,257	363,004	357,748
有価証券残高	1,073,669	1,108,062	1,090,350	1,115,879	1,223,778
剰余金配当金額	4,609	5,247	5,195	5,142	5,070
普通出資配当額	396	406	420	433	450
後配出資配当額	536	576	621	459	770
事業分量配当額	3,675	4,264	4,153	4,248	3,849
職員数	262	264	263	254	257
単体自己資本比率	19.74	19.17	16.18	15.92	17.09

- (注) 1. 総資産額には、債務保証見返が含まれています。
 2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

● 事業純益

(単位:百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度	増 減
事業純益	12,611	5,978	△ 6,632
実質事業純益		6,340	
コア事業純益		9,415	
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)		13,640	

- (注) 1. 事業純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)
 2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
 3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
 4. 農協法施行規則の改正を受け令和2年度分より開示することとなったため、実質事業純益・コア事業純益・コア事業純益(投資信託解約損益を除く)は令和2年度分のみを開示しております。

● 利益総括表

(単位:百万円、%)

項 目	令和元年度	令和2年度	増 減
資金運用収支	17,069	14,530	△ 2,539
資金運用収益	31,815	28,968	△ 2,847
資金調達費用	14,745	14,438	△ 307
役務取引等収支	△ 171	△ 102	69
役務取引等収益	190	198	8
役務取引等費用	362	301	△ 60
その他事業収支	683	△ 3,214	△ 3,898
その他事業収益	13,862	35,032	21,170
その他事業費用	13,178	38,247	25,069
事業粗利益	17,581	11,212	△ 6,369
事業粗利益率	0.62	0.39	△ 0.23

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)
 2. 本表記載の「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用を控除して記載しています。
 3. 金銭の信託運用見合費用＝金銭の信託平均残高×資金調達定期利回り
 資金調達定期利回り＝資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息(支払雑利息等)) / 資金調達定期平均残高(貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等)) × 100
 4. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
 5. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
 6. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
 7. 事業粗利益率＝事業粗利益 / 資金運用勘定(貸出金＋有価証券＋コールローン＋買現先勘定＋債券貸借取引支払保証金＋買入手形＋買入金銭債権＋預け金＋その他(従業員貸付金等)) 平均残高 × 100

● 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度			令和2年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	2,835,235	31,815	1.12	2,873,945	28,968	1.01
うち 預 け 金	1,368,891	9,617	0.70	1,400,673	8,847	0.63
うち 有 価 証 券	1,099,422	18,931	1.72	1,112,493	17,096	1.54
うち 貸 出 金	366,817	3,265	0.89	360,684	3,023	0.84
資 金 調 達 勘 定	2,785,210	14,745	0.53	2,785,210	14,438	0.52
うち 貯 金	2,726,215	14,737	0.54	2,801,530	14,715	0.53
うち 譲 渡 性 貯 金	10,108	1	0.01	3,061	0	0.01
うち 借 用 金	118,177	365	0.31	74,816	91	0.12
総 資 金 利 ざ や			0.36			0.32

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率

資金調達原価率＝(資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息(支払雑利息等))＋経費－金銭の信託運用見合費用)／(貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等)－金銭の信託運用見合額)×100

2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 資金調達勘定の「うち貯金」の利息には、支払奨励金が含まれています。

4. 資金調達勘定の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

● 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和元年度増減額	令和2年度増減額
受 取 利 息	1,551	△ 2,847
うち 預 け 金	△ 904	△ 769
うち 有 価 証 券	3,960	△ 1,835
うち 貸 出 金	△ 1,500	△ 241
支 払 利 息	△ 64	△ 307
うち 貯 金	△ 65	△ 21
うち 譲 渡 性 貯 金	△ 1	△ 1
うち 借 用 金	0	△ 273
差 引	1,616	△ 2,539

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 支払利息の「うち貯金」には、支払奨励金が含まれています。

4. 支払利息の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

● 経費の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
人 件 費	2,033	1,928
給 料 手 当 等	1,631	1,589
福 利 厚 生 費	304	276
退 職 給 付 費 用	82	47
役 員 退 職 慰 労 金	2	0
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	12	14
物 件 費	2,797	2,793
事 業 推 進 費	1,455	1,455
債 権 管 理 費	12	11
旅 費 交 通 費	36	9
業 務 費	610	611
負 担 金	291	261
施 設 費	382	439
雑 費	9	4
税 金	139	149
経 費 合 計	4,970	4,871

(注) 給与手当等には、役員報酬、賞与引当金繰入額が含まれています。

● 役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日または四半期毎（6・9・12・3月）に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会承認後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

項 目	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	73	14

(注1) 対象役員は、経営管理委員13名、理事4名、監事4名です。

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬等審議会（構成：当会の会員JA組合長から選出された委員4人を含む）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって支給額を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等（注1）」の範囲は、当会の非常勤役員、当会の職員及び当会の主要な連結子法人等（注2）の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同額（注3）以上の報酬等を受ける者（注4）のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はありません。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2) 「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

(注3) 「同額」は、令和2年度に当会の常勤役員に支払った報酬等の平均額としております。

(注4) 令和2年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はありません。

3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありませぬ。

● その他の諸指標

● 利益率、経営諸指標

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度	令和2年度	増 減
貯 貸 率 (期 末)	13.4	12.7	△ 0.7
(期 中 平 均)	13.4	12.9	△ 0.5
貯 証 率 (期 末)	41.2	43.5	2.3
(期 中 平 均)	40.2	39.7	△ 0.5
一従業員当り貯金平均残高	9,986	10,504	517
一従業員当り貸出金平均残高	1,338	1,350	12
総資産経常利益率	0.36	0.37	0.01
総資産当期純利益率	0.31	0.30	△ 0.01
純資産経常利益率	6.13	5.72	△ 0.41
純資産当期純利益率	5.36	4.74	△ 0.62

- (注) 1. 貯金には、譲渡性が含まれています。
 2. 貸出金には、コールローンが含まれています。
 3. 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 5. 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 6. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 7. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 8. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 9. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 10. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

● 出資金の推移

(単位：百万円、千口)

区 分	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末
出 資 金	51,421	54,858	59,837	60,662	102,528
(うち後配出資金)	(37,865)	(40,825)	(45,380)	(46,206)	(87,312)
(出資口数)	(10,284)	(10,971)	(11,967)	(12,132)	(20,505)
回 転 出 資 金	6,961	4,229	—	—	—
合 計	58,383	59,088	59,837	60,662	102,528

● 代理業務

● 代理貸付残高

(単位：百万円)

金 融 機 関 等	令和2年3月末	令和3年3月末
株式会社 日本政策金融公庫 (農林水産事業)	11,678	11,084
株式会社 日本政策金融公庫 (国民生活事業)	98	82
独立行政法人 住宅金融支援機構	14,457	13,119
独立行政法人 福祉医療機構	532	460
合 計	26,765	24,747

● 自動機

● 現金自動機器設置台数

(令和3年3月31日現在)

区 分	台 数
信 連 設 置 A T M	6
農 協 設 置 A T M	423

ATM……現金自動預入・支払機

● 自己資本の充実の状況

● 自己資本の充実の状況（単体）

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。自己資本造成計画の実行により、令和3年3月末における自己資本比率は、17.09%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は「自己資本造成計画」に基づき、会員からの普通出資金、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項目	内容
発行主体	長野県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	152億円(前年度144億円)

後配出資金

項目	内容
発行主体	長野県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	873億円(前年度462億円)

◇自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当会は、まず規制対応及び事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。

具体的には、「規制資本管理要綱」、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、信用リスク・アセット額については標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額については基礎的手法を採用して、自己資本比率を算出し、モニタリングを実施するほか、所要自己資本額の充実度を評価するため、年2回ストレス・テストを行っています。自己資本比率が一定の水準を下回るもしくは下回る可能性が高い等の場合は、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し、対応する体制を構築しています。

当会の経営においても、健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことは最重要課題であると認識しています。当会におけるリスク管理とは、「経営戦略や業務方針の達成に対する不確実性の要因、すなわちリスクを当会として許容できるレベルまで調整し、そのために必要な施策を行うこと」であり、そうした取り組みによって「当会経営の安定性を確保し、期待される役割発揮が可能な状態を維持すること」を目的としています。

このような考え方を踏まえ、具体的な取り組みとして、財務上の諸リスクを中心に影響度が大きく計量可能なリスクに加え、定性的な管理が中心となるその他のリスクを一定の前提のもとで計数化して、統合的なリスクの把握と管理を行っています。この統合的なリスク管理において、総体的に捉えたりリスクを自己資本をベースとする経営体力と比較・対照することによって、自己資本の充実度の評価を行っています。

(1) 単体自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	経過措置による不算入額	令和2年度	経過措置による不算入額
	コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	169,490		215,965	
うち、出資金及び資本準備金の額	60,662		102,528	
うち、再評価積立金の額	31		31	
うち、利益剰余金の額	113,231		117,507	
うち、外部流出予定額(△)	4,435		4,102	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,802		7,260	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	6,802		7,260	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	24,455		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	200,748		223,226	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	41		125	
うち、のれんに係るものの額	—		—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	41		125	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—		—	
適格引当金不足額	—		—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—		—	
前払年金費用の額	—		—	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—		—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—		—	
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—		—	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	41		125	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	200,706		223,100	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,233,413		1,279,851	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 28,110		△ 17,186	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 28,110		△ 17,186	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	26,796		25,101	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,260,209		1,304,953	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	15.92%		17.09%	

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

項目	令和元年度			令和2年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	3,342	—	—	3,466	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	317,248	—	—	257,143	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	123,651	—	—	148,663	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	79,085	—	—	67,300	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	9,182	1,836	73	19,774	3,954	158
国際開発銀行向け	3,436	—	—	4,233	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	3,186	637	25
我が国の政府関係機関向け	8,565	1,061	42	7,165	781	31
地方三公社向け	12	1	0	3	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,659,386	330,755	13,230	1,713,066	341,539	13,661
法人等向け	327,480	199,759	7,990	415,332	230,468	9,218
中小企業等向け及び個人向け	2,380	1,533	61	2,396	1,498	59
抵当権付住宅ローン	315	110	4	267	93	3
不動産取得等事業向け	300	299	11	587	586	23
三月以上延滞等	112	24	0	44	17	0
取立未済手形	18	3	0	13	2	0
信用保証協会等による保証付	844	84	3	2,243	218	8
出資等	9,804	9,804	392	7,938	7,938	317
（うち出資等のエクスポージャー）	9,804	9,804	392	7,938	7,938	317
上記以外	221,554	474,605	18,984	237,174	498,493	19,939
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	37,426	93,565	3,742	28,140	70,351	2,814
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	167,606	419,016	16,760	167,606	419,016	16,760
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	1,407	3,518	140	1,549	3,872	154
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	15,114	△ 41,494	△ 1,659	39,877	5,253	210
証券化	—	—	—	—	—	—
（うち STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非 STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	323,181	184,556	7,382	346,333	175,259	7,010
（うちレックスルー方式）	323,181	184,556	7,382	346,333	175,259	7,010
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式 250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式 400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—		—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）		28,110	1,124		17,186	687
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		1,232,546	49,301		1,278,677	51,147
CVAリスク相当額÷8%		866	34		1,174	46
中央清算機関関連エクスポージャー		—	—		—	—
合計（信用リスク・アセットの額）		1,233,413	49,336		1,279,851	51,194
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 （基礎的手法）			オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額			オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額
		a	b = a × 4%		a	b = a × 4%
		26,796	1,071		25,101	1,004
所要自己資本額		リスク・アセット等（分母）計	所要自己資本額		リスク・アセット等（分母）計	所要自己資本額
		a	b = a × 4%		a	b = a × 4%
		1,260,209	50,408		1,304,953	52,198

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削除手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉
 (粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額 ÷ 8%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

2. 信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢としてリスク管理に関する規程類を整備しています。

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。当会では、信用リスクを優良貸出資産形成に当たっての重要なリスクと認識し、信用リスク取引にかかる「信用リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っています。

「信用リスク管理要綱」等は、信用リスク管理部署が策定し、リスク管理委員会等で審議のうえ理事会において決定しています。

与信審査については、フロント・営業セクションから独立した審査所管部を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンの確保を図っています。

また、上記に加え、毎月、当会全体の信用格付別一貸出先・グループ与信、業種別及び運用目的別与信、各種シーリングに関する与信等についてモニタリングを行うとともに、信用リスクポートフォリオのリスク量について計測を行い、自己資本対比での状況把握、管理に努めています。

上記モニタリング状況、リスク量等はリスク管理委員会、理事会において、報告・協議され対応方針を決定しています。

〈貸倒引当金算定方法の概要〉

当会における貸倒引当金等の計上は、「資産の償却・引当細則」に基づき計上しています。

○一般貸倒引当金

自己査定における債務者区分が正常先及び要注意先に対する債権について、過去の貸倒実績率に基づき算出する将来発生が見込まれる予想損失額に相当する額を計上しています。なお、将来の貸倒リスクを反映した必要額に不足すると見込まれる場合には当該必要額を繰り入れています。

○個別貸倒引当金

自己査定における債務者区分が破綻懸念先に対する債権について、貸倒実績率による方法、キャッシュフローを見積もる方法、売却可能額を見積もる方法のいずれかの方法により、個別債務者ごとに今後の一定期間における予想損失額を見積もり、予想損失額に相当する額を計上しています。

自己査定における債務者区分が実質破綻先及び破綻先に対する債権について、自己査定の結果発生したⅢ分類及びⅣ分類の全額を予想損失額として、予想損失額に相当する額（Ⅳ分類で直接償却を行うものを除く。）を計上しています。

※Ⅲ分類資産

最終の回収または価値について重大な懸念が存し、従って、損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産

※Ⅳ分類資産

回収不可能または無価値と判定される資産

◇標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

区 分	令和元年度					令和2年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	
国 内	2,431,424	435,320	468,699	—	112	2,427,679	448,156	408,971	—	44	
国 外	335,298	—	335,298	—	—	462,321	—	462,321	—	—	
地域別残高計	2,766,722	435,320	803,997	—	112	2,890,000	448,156	871,292	—	44	
法 人	農業	3,333	3,333	—	—	3,335	3,335	—	—	—	
	林業	15	15	—	—	7	7	—	—	—	
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製造業	83,350	49,835	31,218	—	80,332	51,694	26,840	—	—	
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	27,439	21,545	3,710	—	28,556	23,171	4,183	—	—	
	電気・ガス・熱供給・水道業	27,329	23,574	3,015	—	23,959	23,219	—	—	—	
	運輸・通信業	22,302	14,450	6,694	—	24,731	15,472	8,304	—	—	
	金融・保険業	1,936,609	154,865	281,479	—	2,076,515	172,555	383,830	—	—	
	卸売・小売・飲食・サービス業	112,815	97,844	13,783	—	96	115,060	98,942	15,081	—	28
	日本国政府・地方公共団体	396,334	67,795	328,538	—	—	324,444	57,713	266,730	—	—
上記以外	136,263	—	135,557	—	—	164,804	—	164,106	—	—	
個 人	2,025	2,025	—	—	16	2,011	2,011	—	—	15	
その他	18,903	33	—	—	—	46,240	31	2,216	—	—	
業種別残高計	2,766,722	435,320	803,997	—	112	2,890,000	448,156	871,292	—	44	
1年以下	1,577,267	121,608	92,266	—	—	1,624,990	130,944	110,737	—	—	
1年超3年以下	212,463	64,286	148,177	—	—	137,547	83,472	54,074	—	—	
3年超5年以下	115,819	75,859	39,960	—	—	128,621	58,815	69,805	—	—	
5年超7年以下	127,219	37,277	89,941	—	—	195,735	37,872	157,863	—	—	
7年超10年以下	400,896	83,386	317,510	—	—	463,333	79,730	383,603	—	—	
10年超	148,231	33,090	115,140	—	—	127,612	35,621	91,991	—	—	
期限の定めのないもの	184,824	19,811	1,000	—	—	212,159	21,699	3,216	—	—	
残存期間別残高計	2,766,722	435,320	803,997	—	—	2,890,000	448,156	871,292	—	—	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度					令和2年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,250	396	—	1,250	396	396	758	—	396	758
個別貸倒引当金	3,836	3,809	2	3,834	3,809	3,809	4,868	0	3,809	4,868

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

当会では、国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

(単位：百万円)

区 分	令和元年度					令和2年度					
	個別貸倒引当金				貸出金償却	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		
法人	農業	122	112	122	112	1	112	130	112	130	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	88	88	88	88	—	88	149	88	149	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	6	3	6	3	—	3	368	3	368	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	9	9	9	9	—	9	23	9	23	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	3,188	3,189	3,188	3,189	57	3,189	3,929	3,189	3,929	0
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	421	406	421	406	—	406	267	406	267	—	
業種別計	3,836	3,809	3,836	3,809	58	3,809	4,868	3,809	4,868	0	

(注) 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

2. 貸出金償却には、債務保証に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び税務上の損金経理に伴う簿外債権の償却額が含まれています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区 分	令和元年度			令和2年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	535,434	535,434	—	489,154	489,154
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	7,359	7,359	—	8,704	8,704
	20%	57,051	1,673,008	1,730,060	97,951	1,735,918	1,833,869
	35%	—	314	314	—	267	267
	50%	139,252	112	139,364	191,392	44	191,437
	75%	—	2,194	2,194	—	2,162	2,162
	100%	31,917	132,378	164,295	29,706	148,858	178,565
	150%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	187,699	187,699	—	185,838	185,838
	その他	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	
合計	228,221	2,538,501	2,766,722	319,051	2,570,949	2,890,000	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。

なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保付取引について、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項目	令和元年度			令和2年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	124	7,978	—	74	4,595	—
中小企業等向け及び個人向け	28	—	—	63	0	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合計	153	7,978	—	137	4,595	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。当会では、派生商品取引に関しては、リスク資本及び信用供与額の割当方法に関する具体的方針は定めていませんが、余裕金運用規程及び余裕金運用会議で派生商品取引の運用限度額、運用目的、方法等を定める中で総体のリスク量の圧縮を図っています。また、派生商品取引の信用供与額の割当方法については、リスク管理委員会において金融機関別の派生商品取引の与信限度額を定めるとともに、ロスカット基準を定め適切なリスク管理を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払いを行う取引です。当会では、これに該当する取引を想定していないため、リスク管理の方針及び手続きは定めていません。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

項目	令和元年度	令和2年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和元年度

(単位：百万円)

項目	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	2,871	2,888	—	—	—	2,888
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	2,871	2,888	—	—	—	2,888
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—
合計	2,871	2,888	—	—	—	2,888

令和2年度

(単位：百万円)

項目	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	364	3,913	—	—	—	3,913
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	364	3,913	—	—	—	3,913
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—
合計	364	3,913	—	—	—	3,913

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において、価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当ありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当ありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会では、「証券化エクスポージャー」を投資対象としており、証券化エクスポージャーの取得に当たって発生する信用リスクに関しては、余裕金運用規程・細則等で定める一般法人の発行する債券の取得と同様な考え方を基本としています。また、リスク管理の方針及び手続きについても同様です。

なお、現時点で当会として「再証券化エクスポージャー」は保有していませんが、取得に当たっては「証券化エクスポージャー」に準じて取り扱います。

◇体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーの包括的なリスク特性、その裏付け資産に関する包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報、証券化取引についての構造上の特性等を把握するため、定期的にモニタリングを実施しています。

◇信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当ありません。

◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

◇当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引

該当ありません。

◇当会が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等及び関連法人等

該当ありません。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

◇内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(注) オリジネーターとは、証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	令和元年度		令和2年度	
	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オンバランス	クレジットカード与信	—	—	—
	住 宅 ロ ー ン	—	—	—
	自 動 車 ロ ー ン	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	合 計	—	—	—
オフバランス	クレジットカード与信	—	—	—
	住 宅 ロ ー ン	—	—	—
	自 動 車 ロ ー ン	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	合 計	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

b リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

令和元年度

(単位：百万円)

項目	証券化エクスポージャー			項目	再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	0%～ 15%未満	—	—	オンバランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	—	—		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
合計	—	—	合計	—	—		
オフバランス	0%～ 15%未満	—	—	オフバランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	—	—		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
合計	—	—	合計	—	—		

令和2年度

(単位：百万円)

項目	証券化エクスポージャー			項目	再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	0%～ 15%未満	—	—	オンバランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	—	—		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
合計	—	—	合計	—	—		
オフバランス	0%～ 15%未満	—	—	オフバランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	—	—		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
合計	—	—	合計	—	—		

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

c 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他	—	—
合計	—	—

(注) 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定に基づき、証券化取引のデュー・ディリジェンス等の要件を満たさなかったもの、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したものおよび信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。

d 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

再証券化エクスポージャーの保有はありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、当社が業務を遂行する際に発生するリスクのうち、市場、信用、流動性リスクを除いたその他リスクをいいます。当社では、管理すべきオペレーショナル・リスクを「リスク管理基本方針」及び「オペレーショナル・リスク管理要綱」に定めるとともに、リスク管理にあたっては個々のリスクについて発生可能性を極小化することを目的に、各種管理要綱等を制定し適切なリスク管理に努めています。

○オペレーショナル・リスクの総合的な管理

当社では、オペレーショナル・リスクを管理統括する統括部署を設置し、各部署のリスク管理状況について総合的に把握し、部署間調整及び改善指示等を行っています。また、経営層によって構成されるリスク管理委員会を毎月開催し、各部署の管理状況を定期的に報告するほか、重大な事案については改善方策を含め理事会に報告する態勢を整備しています。

○事務リスク管理

事務リスク管理にあたっては、多種多様な事象・項目を管理する必要性に留意し、発生頻度と影響度合いを踏まえつつ、発生する可能性を極小化するため「事務リスク管理要綱」等を定め適切な管理を行っています。

○システムリスク管理

情報資産を適切に保護するための基本方針として「セキュリティ基本方針」を定めるとともに、「システムリスク管理要綱」等を整備し、システムリスク管理体制の強化に努めています。また、システム等が不慮の災害や事故・犯罪、障害等により重大な損害を被り業務の遂行が果たせなくなった場合に、各種業務の中断の範囲と期間を極小化し、迅速かつ効率的に必要な業務の復旧を行うための「コンティンジェンシープラン」を定め適切な管理を行っています。

○その他のオペレーショナル・リスク管理

事務リスク、システムリスク以外の法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、情報漏えい等リスク、系統組織の経営リスクについては、各種管理要綱等に基づき適切な管理を行っています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

○当社では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

○基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定の株式・投資証券及び外部出資勘定の株式・出資として計上されているものです。

子会社株式及び関連会社株式等の取得による時価のない株式または外部出資の管理方針等は、子会社管理規程または個別審査により適切に取得するとともに、資産自己査定実施細則等に基づき適切なリスク管理を行っています。

その他有価証券として区分される時価のある株式・投資証券についての管理方針等は、市場リスク管理の枠組みの中で適切なリスク管理を行っています。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	10,262	10,262	11,929	11,929
非上場	138,041	138,041	138,029	138,029
合計	148,304	148,304	149,958	149,958

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和元年度			令和2年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
53	222	—	588	18	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資等の評価損益)

(単位：百万円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
4,801	136	7,516	200

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	184,556	175,259
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産・負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより、利益が低下ないし損害を被るリスクのことです。

当会では、「金利リスク」を金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により資産・負債の価値が変動して損失を被るリスク「市場リスク管理」の中で、適切な管理を行っています。

当会のリスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

○リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲

当会では、金利リスクを含む「市場リスク」を重要なリスクの一つであり極めて重要な収入源であると認識し、適切な管理体制のもとで一体的に管理をしています。

市場リスク管理においては、「市場リスク管理要綱」を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差損限度額の基準を設定し日次管理を行うとともに、VaR法等によりリスク量を計測し、自己資本対比でのリスクの把握と管理に努めています。

金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

○リスク管理およびリスクの削減の方針

当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理やストレステストに基づくリスク・ファクターのモニタリング（予兆管理）等を行いリスク削減に努めています。

また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたって、投資方針の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離して行っています。具体的には、余裕金運用方針の決定については、ALM委員会等の協議内容を踏まえ余裕金運用会議、リスク管理委員会および理事会に、管理運営状況については、執行はフロント・セクション、モニタリングはリスク管理部署が担当し、毎月、リスク管理委員会および理事会に報告しています。

○金利リスク計測の頻度

当会は、月次でVaR法による金利、為替、株式、市場統合の各リスク量を計測しています。また、月次で銀行勘定の金利リスク（IRRBB）を計測しています。

○ヘッジ等金利リスクの削減手法

当会は、金利スワップやオプション取引等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化、フラット化、短期金利上昇、短期金利低下の6シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

○流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.898年です。

○流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

○流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

○固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

○複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

○スプレッドに関する前提

キャッシュ・フロー展開において、一定の前提を置いたスプレッドは考慮していません。

○内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。

○前年度末の開示からの変動に関する事項

Δ EVE の前年度末からの変動要因は、円建資産の減少と外貨建資産の増加によるものです。

○計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ Δ EVE および Δ NII 以外の金利リスクに関する事項

○金利ショックについて

当会では、リスク資本配賦管理として、市場性資産に加え、貸出金や預け金、貯金等の資産・負債の金利リスク量の算出を、分散共分散法による VaR 法（観測期間 1,000 日、信頼区間 99%、保有期間 60 日）により、金利とあわせ為替、株式、市場統合の各リスク量を毎月計測・評価し、リスク管理委員会等で市場変動に伴う損失発生可能性額の把握に努めています。

○金利リスク計測の前提およびその意味

農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE および Δ NII と大きく異なる点はありません。

◇金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	90,764	89,157	6,571	6,167
2	下方パラレルシフト	0	0	151	189
3	スティープ化	44,674	45,375		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	17,289	15,425		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	90,764	89,157	6,571	6,167
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	223,100		200,706	

(補足説明)

「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

「 Δ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。